

水道施設見学をしませんか！ バスツアーを行います

水道局総務企画係
☎ 64-3317

ありあけ浄水場が給水を開始したこの機会に、水道施設を見学しませんか。

見学地は、ありあけ浄水場（大牟田市）、竜門ダム（菊池市）、白石堰（和水町）です。川の水を最先端技術で安心・安全な水に変えるありあけ浄水場や、水を補給したり、まちを洪水から守ったりしているダムの役割などについて、実際に見て学ぶことができます。



アクア（ありあけ浄水場イメージキャラクター）

- 日時 7月29日（日）
午前8時30分～午後4時
※天候などにより、行程を変更したりツアーを中止したりする場合があります。
- 定員 80人
※先着順。定員になり次第締め切ります。
※小学生以下は必ず保護者同伴をお願いします。
- 申込締切 7月12日（木）
- 申込方法 問い合わせ先まで電話してください。
- 参加費 無料

乳幼児医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成
・重度心身障害者医療費助成制度

福祉課福祉係 ☎ 63-1406
子育て支援課 ☎ 63-1417

受給者の皆さんが、診療所や病院などで診療を受けたときや、保険調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用金額）を決められた申請書で申請すると、全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。



種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費助成	0～6歳の乳幼児（就学前）	一部負担金の全額	誕生日または転入日から	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書
ひとり親家庭等医療費助成	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父または母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった後、最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の2/3	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●戸籍謄本 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書
重度心身障害者医療費助成	●身体障害者手帳1・2級の人 ●養育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級の人	1医療機関または1施術ごとに1カ月に支払った一部負担金から ①入院2,040円 ②入院外*1,020円を差し引いた額	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑 ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得・課税証明書

※入院外…通院、訪問介護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術

◎この医療費助成制度を利用する場合は、前もって窓口で手続きし、「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度が利用できません。

◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年の所得によって停止になる場合があります。毎年8月に前年の所得調査を行います。

◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、別の制度などから医療費が給付される時は、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。

◎乳幼児医療費助成とひとり親家庭等医療費助成は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が助成対象です。

◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

後期高齢者医療の保険証と保険料の通知書を送ります

健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

新しい黄色の保険証

（後期高齢者医療被保険者証）を送ります

水色の保険証の有効期限は、7月31日までです。新しい黄色の保険証を7月中旬に簡易書留郵便（受け取りの印鑑などが必要で）で送ります。8月1日からは新しい黄色の保険証を使ってください。

なお、新しい黄色の保険証に書いてある一部負担金の割合（1割または3割）は、平成24年度の市県民税の課税所得をもとに判定しています。



新しい保険証は黄色です！

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」お持ちですか？

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯の全員が市県民税非課税（後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅡまたはⅠ）の人を対象に交付しています。

●現在、水色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人

水色の認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も負担区分に変更がない人には、新しい有効期限の黄色の認定証を保険証に同封して送ります。更新手続は不要です。

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていない人で低所得者ⅡまたはⅠに当てはまる人

健康生活課高齢者医療係（市役所1階 ⑫-2 窓口）で申請してください。申請には保険証と印鑑が必要です。

●入院時の一部負担金と食事代

負担区分	一部負担金上限額	食事代（1食当たり）
現役並み所得者（3割負担）	80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1%	260円
	4回目から44,400円*1	
一般	44,400円	260円
低所得者Ⅱ	24,600円	210円*2
		160円*3
低所得者Ⅰ	15,000円	100円

低所得者Ⅱ…世帯員全員が市県民税非課税の人
低所得者Ⅰ…世帯員全員が市県民税非課税で、各所得が0円の人。年金収入だけの場合は80万円以下の人。

*1…過去12カ月に4回以上の高額療養費を受ける場合の4回目からの上限額
*2…入院日数が90日までの場合の金額
*3…過去12カ月の入院日数が91日以上の場合の金額

平成24年度後期高齢者医療保険料（確定額）の通知書を送ります

平成23年中の所得（収入）額と世帯状況（平成24年4月1日現在）から算定した保険料額の決定通知書や納付書を7月中旬に送ります。

新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがあります。

【平成24年度の保険料】

均等割額【47,900円】 + 所得割額【（総所得金額等－33万円）×9.26%】

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人は保険料が軽減されます。

【保険料の納付方法】

●年金からの差引（特別徴収）

【対象】差引対象の年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額が、各月に支給される年金額の半分を超えない人

●口座振替が納付書での納付（普通徴収）

【対象】特別徴収対象の条件が当てはまらない人、特別徴収から口座振替に納付方法の変更を申し出た人、平成24年3月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人

●特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することができます

納付方法を変更するためには手続きが必要です。ただし、これまでの保険料納付状況などから変更できない場合があります。